

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 7 日

地区歯科医師会 御 中

公益社団法人 東京都歯科医師会

令和 6 年 6 月改定版「社会保険歯科診療報酬点数早見表(4)」(日本歯科医師会作成)の
一部修正のお知らせについて

平素より本会会務運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、本年 5 月 31 日付で厚生労働省保険局医療課より「疑義解釈資料の送付について(その 7)」が発出されたことを受け、日本歯科医師会にて標記資料が修正されましたのでお知らせ致します。

なお、修正箇所は添付の PDF「疑義解釈(その 7)発出に係る日歯点数早見表修正箇所について」の通りとなっております。

また、あわせて 5 月 31 日付で 6 月 1 日からの歯科用貴金属材料の価格改定に係る官報が発行されましたので、該当部分の抜粋もお送りいたします。

つきましては、ご多忙のところ恐縮とは存じますが、貴会会員への周知及び配布方よろしくお願ひ申し上げます。

(別添)

- ・【(4) 更新】点数早見表(令和 6 年 6 月)モノクロ版データ
- ・【(4) 更新】点数早見表(令和 6 年 6 月)赤黒版データ
- ・疑義解釈(その 7)発出に係る日歯点数早見表修正箇所について
- ・疑義解釈資料の送付について(その 7)該当部分の QA
- ・R06.05.31 官報(抜粋)

※今回は修正版の点数早見表のため『紙媒体』での送付がありません。

東京都歯科医師会 事業部 保険担当
tel : 03-3262-1149 (保険担当直通)

令和6年6月3日

関 係 各 位

日本歯科医師会保険医療課

社会保険診療報酬点数早見表（令和6年6月1日実施）

追加・修正のお知らせについて

標記につきましては、本年5月31日付・厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈の送付について（その7）」の発出を受けて、内容の追加・修正を行いましたので別添のとおり送付いたします。

お手数をおかけしますが、ご所属の会員への周知方につきご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、新たな点数早見表（PDF）は本会HP（メンバーズルーム）に掲載しておりますが、紙媒体の再送等は予定しておりませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

【追加・修正箇所】点数早見表の（4）内

（追加）ブリッジの部分

歯科技工士連携加算1（咬合採得料、6歯以上）.....+50（+75）

歯科技工士連携加算2（咬合採得料、6歯以上）.....+70（+105）

※ 歯冠修復及び欠損補綴 通則4 ロの加算の算定が可能。

（修正）有床義歯の部分

【咬合採得料、仮床試適料共通事項】

歯科技工士連携加算1 歯科技工士連携加算2

咬合採得料 +50（+85） +70（+119）

仮床試適料 +50（+75） +70（+105）

※ 歯冠修復及び欠損補綴 通則4 イならびにロの加算の算定が可能。

【別添】（参考）疑義解釈資料の送付について（その7）

（令和6年5月31日付・厚生労働省保険局医療課事務連絡）

歯科診療報酬点数表関係

【歯科技工士連携加算、光学印象歯科技工士連携加算、歯科技工加算】

問1 歯科技工士連携加算（「M003」印象採得、「M006」咬合採得、「M007」仮床試適）、光学印象歯科技工士連携加算（「M003-4」光学印象）、歯科技工加算（「M029」有床義歯修理、「M030」有床義歯内面適合法）を算定する場合に、これらの加算に対して、歯科点数表第12部「歯冠修復及び欠損補綴」の「通則4」、「通則6」及び「通則7」に掲げる加算は算定可能か。

(答) 「通則4」、「通則6」又は「通則7」の該当する区分番号については算定可能。

なお、「疑義解釈資料の送付について(その5)」(平成22年6月11日事務連絡)別添2の問5は廃止する。